

平成28年第4回玉名市農業委員会総会議事録

平成28年4月5日（火）午後2時 玉名市役所4階 会議室

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	清田 順次	4番	西畠めぐみ
5番	赤松 繁之	6番	横手 良弘	7番	井上 清晴	8番	松本 恒幸
9番	荒木 享二	10番	竹下 宏介	11番	浦谷 幸司	12番	志水 武保
13番	森川 正志	14番	下川 安	15番	平野 忠臣	16番	野澤 博幸
17番	高根 政明	19番	中嶋 昭二	20番	斎藤 潔公	21番	田上 一
22番	小山久仁江	23番	中島 浩輔	24番	徳井 勝美	25番	田上 敏正
26番	高田 優子	27番	寺井 廣喜	29番	今上 公男	30番	平本 博
31番	永田 眞一	32番	出口 京子	33番	井本 義和	34番	尾池 秀實
35番	中村 亘	36番	丸山 陽治	37番	堀田 昌子	38番	村端 一弘

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

18番 取本 一則 28番 宇佐 勝則

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 福田 高広 次長 二階堂 正一郎
参事 西山 美和 主査 田川 由香 主事 野村 由香 主事 笠原大志郎

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第22号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第23号 農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）
第24号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第25号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）
第26号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
第27号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第28号 農用地利用集積計画の決定について
第29号 農用地利用配分計画案の意見決定について

報 告

第10号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第11号 農地の形状変更届について
第12号 許可不要転用届について
第13号 許可書返納届について

1. 開 会

○事務局長（福田高広君） それでは、ただいまから開会いたしたいと思います。

現在、38名中、本日は取本委員と宇佐委員、2名の方から欠席の届出があつており、現在36名の出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議は成立しておりますので、ただいまから平成28年第4回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（福田高広君） 永田会長から御挨拶をいただき、会議規則第4条により議長をお願いし、進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 皆さん、こんにちは。大変良い気候になりまして、春らんまんという感じでございますけれども、4月1日より改正農業委員会法が施行されております。これからまたいろいろと難題も出てくると思っておりますけれども、皆さんと力を合わせて玉名市農業委員会も頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） それでは、早速ではございますけれども、議事に入りたいと思っておりますけれども、本日の議事録署名委員は、20番の斎藤委員と22番の小山委員をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、議第22号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第22号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成28年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、伊倉と滑石の申請人で、申請物件が伊倉の田1,710㎡を労力不足と規模拡大による売買でございます。

2番、小野尻と滑石の申請人で、申請物件が伊倉の田874㎡を労力不足と規模拡大による売買です。

3番、福岡市城南区と天水町の申請人で、申請物件が天水町の田1,558㎡外1筆、計2,278㎡を子へ贈与するものです。

以上3件、合計4,862㎡を御提案申し上げております。農地法第3条第2項の各号の禁止規定から申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域の関係も問題ないこと、また、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断いたしております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、2番、関連がございます。どうぞ続けてお願いいたします。

○7番（井上清晴君） 7番、井上です。1番、2番の案件について説明いたします。

譲受人は1番も2番も同一人物でありますので、一緒に説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は規模拡大ということで、下限面積も満たされているので許可相当と判断いたしました。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、どうぞ。

○37番（堀田昌子君） はい、37番、堀田です。3番の案件について説明します。

譲渡人、譲受人は親子関係です。高齢のため子へ贈与するものです。許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第22号については許可することに決定しました。

次に、議第23号、農地法第3条、農地の賃借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第23号、農地の賃借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃借権設定許可申請について許可するものとする。平成28年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田3,125㎡を労力不足と経営拡張により、平成28年4月5日から10年間契約するものです。

以上1件、3,125㎡を御提案申し上げております。

農地法第3条第2項の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題ないこと、また下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案いたしております。よろしくお願いたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

説明が終わりました。

受付番号1番について、担当委員の説明をお願いいたします。

○31番（永田眞一君） 31番、永田です。1番の案件について説明いたします。

貸人は高齢で労力不足、借人は経営拡張と相手方の要望でもあり、問題なく許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第23号については、許可することに決定しました。

次に、議第24号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第24号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成28年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、伊倉と福岡県大牟田市の申請人で、申請物件が伊倉の畑1,599㎡外9筆、合計9,727㎡を農業者年金受給のため、平成28年4月5日から10年間契約するものです。

2番、熊本市の申請人で、申請物件が青野の畑8,449㎡外3筆、計10,517㎡を農業者年金受給のため、平成28年4月15日から10年間契約するもので

す。

3番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,803㎡を農業者年金受給のため、平成28年4月5日から10年間契約するものです。

4番、天水町の申請人で、申請物件が南坂門田の畑2,735㎡外4筆、計14,378㎡を農業者年金受給のため、平成28年4月5日から10年間契約するものです。

5番、天水町の申請人で、申請物件が青野の畑7,220㎡外5筆、計11,303㎡を農業者年金受給のため、平成28年4月5日から10年間契約するものです。

以上5件、合計47,728㎡を御提案申し上げております。

農地法第3条第2項の禁止規定から申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地の利用をすること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案いたしております。よろしくお願ひいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま説明が終わりました。

受付番号1番から順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○11番（浦谷幸司君） はい、11番、浦谷です。

申請人の方は親子関係で、農業者年金受給のための申請でございます。何ら審査するところの内容は許可相当と判断いたします。よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

2番、どうぞ。

○13番（森川正志君） 13番、森川です。

この申請人は親子関係でありまして、農業者年金受給のための再設定ということで、何ら問題なく許可相当と思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは3番、どうぞ。

○29番（今上公男君） 29番、今上です。3番の案件について説明します。

使用貸人、借人は親子であり、農業者年金受給による再設定です。後継者は農業をしておられ、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは4番、どうぞ。

○36番（丸山陽治君） 36番、丸山です。4番の案件について説明します。

譲渡人、譲受人は親子であり、農業者年金受給のための経営移譲で、許可相当と

判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは5番、どうぞ。

○38番（村端一弘君） 38番、村端です。5番の案件について御説明申し上げます。

貸人、借人は親子関係で、農業者年金受給によりなりました。許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用賃借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第24号については、許可することに決定しました。

次に、議第25号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第25号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成28年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が岱明町の畑496㎡で、備考欄にございますように当初建売住宅の予定でしたが、隣接地からの苦情により露天資材置場に変更するもので、議第26号5番と関連がございます。

以上1件、496㎡を提案申し上げます。農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査し、いずれも不都合のないものと判断しました。地元委員さんと同行のうえ現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

説明が終わりました。

受付番号1番について、担当委員の説明をお願いします。

○24番（徳井勝美君） はい、24番、徳井です。

今、事務局のほうから説明がございましたように、議第26号5番と関連してお

りますので、そのときに説明いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。御意見、御質問ございませんか。

それじゃあ徳井さん、第26号の審議したあとと一緒に説明をしてもらえんですか。（「これはこれで説明」と呼ぶ者あり）（「はい、説明をお願いします」と呼ぶ者あり）

○24番（徳井勝美君） 当初の計画どおりに事業が遂行できない理由として提出されております。当初2棟の建売住宅を建てる計画を立てておりました。計画どおりまず南側部分について1棟の建物を建築しました。現在1棟目については販売にかかっております。まだ買主がついていないため建物については未登記の状態です。買主がついてから買主名義で直接表題登記を行うと同時に地目も宅地に変更します。1棟の建物の建築及び土地の分筆が終わりましたが、分筆登記の現地立会いの際に北側隣接地の方から、2棟目の建物が建つと日陰になるので、建てる際に話し合いたいということを聞きました。その準備をしていましたところ、資材置場の確保の必要性が生じたことから、本件土地の利用を変更したいと考えました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま徳井委員よりも説明がありまして、資料のほうの備考欄にも詳しく書いてはありますけれども、以上説明のとおりでございますので、何かこの件について御質問、御意見ありましたらどうぞ。

御意見、御質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） それでは、局長より説明をお願いします。

○事務局長（福田高広君） ちょっと事務局より説明します。

当初2棟建てる予定で転用許可が下りております。南側には1棟建っております。北側の方から、備考欄にあるように、南側に建つと日陰になるからやめて、資材置場に変更したいという申し出でございます。

○議長（永田知博君） 今の説明でよろしいですか。

ほかに何か御質問、御意見ございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） それでは、ないようでございますので、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第25号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第26号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第26号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成28年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が山田の畑653㎡のうち450㎡、転用目的は貸駐車場でございます。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断し、議第27号4番と関連がございます。

2番、申請物件が大倉の畑1,499㎡のうち212.4㎡で、転用目的は農業用施設でございます。農地区分は、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において、指定された用途に供するために行われる農地と判断いたしております。

3番、申請物件が富尾の田450㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断いたしております。

4番、申請物件が岱明町の畑163㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断いたしております。ここは第3種農地に訂正をお願いいたします。

5番、申請物件が岱明町の畑496㎡で、転用目的は露天資材置場です。農地区分は、上下水管等が埋設され、教育・医療機関が概ね500m以内に2つ以上ある農地で、第3種農地と判断し、次の議第25号1番と関連がございます。

以上5件、1,771.4㎡を提案申し上げます。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合のないものと判断し、提案申し上げます。

地元委員さんと現地調査を行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

説明が終わりましたが、1番につきましては始末書が添付されておりますので、始末書の朗読を先にお願いたします。

○次長（二階堂正一郎君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、それでは、1番より説明をお願いいたします。

○5番（赤松繁之君） 5番、赤松です。1番の案件について説明いたします。

申請人は不動産業で貸駐車場をするということで、場所はコスモス玉名店、それ

から山本歯科の西隣です。駐車台数は10台分ぐらいで、駐車場のため給排水は関係なく、雨水は道路北側の側溝へ流すということで、農地への被害もなく現地調査の結果許可相当と思われます。

なお、議第27号4番と関連しますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○11番（浦谷幸司君） 11番、浦谷です。

申請人の方は、自宅のすぐ前の農地ですけれども、そこに農業用倉庫を建てるということで、1,499㎡のうちの212.40㎡の面積を申請されております。雨水は自然浸透という形で、畑の周辺のところ浸透させるという形にされておりますので、許可相当と判断いたしました。よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、3番、どうぞ。

○17番（高根政明君） 17番、高根です。3番について説明いたします。

昨日現地調査を行っております。申請地は、農業公共投資の対象となっていないきわめて生産性の低い農地である、いわゆる第2種農地に指定されている場所であります。

申請場所は、玉名地域医療センター、そしてたまきな荘の北側になります。申請人はこの近くに住んでおられ、県道玉名八女線の道路改良に伴い立ち退きを余儀なくされたため、先ほど事務局の説明にありましたように適当な土地が見当たらず、今回申請人本人の所有地に住居を移転されるものであります。建築面積約39坪、平屋建ての住居と約12坪の倉庫を建築するものであります。雨水は自然浸透を図り、生活排水については合併浄化槽で処理を行い、申請地隣接南側の側溝排水路へと流すものであります。周囲の農地等々への支障をおよぼすことは考えられず、許可相当と判断するところであります。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、4番、どうぞ。

○23番（中島浩輔君） 23番の中島です。4番の案件について説明いたします。

ここは第3種農地です。先ほど説明がありましたとおり、都市計画の利用地区域内の畑です。既存の宅地というのが77.85㎡あります。それに隣接した畑ですね。それで今回申請の休耕地畑で163㎡です。合わせて240.85㎡で、住宅建設の計画です。西側には親の住宅があり、東側には農道があり、南側の境は畑でブロック塀があります。北側は、北側の面には市道に上下水道が埋設してあり、汚水は北側の下水管に接続し、雨水は市道の側溝に流すとのこと。許可相当と思

います。よろしくお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、5番、どうぞ。

○24番（徳井勝美君） 24番、徳井です。5番の案件について説明いたします。

議第25号との関連で先ほど説明がありました。この農地は第3種農地で、転用面積は496㎡です。目的は露天資材置場です。それで個人住宅建設事業を行っておられますので、その建築資材を置くということで、木材・レンガ・石・ブロック・・・用品などを置かれます。

現地調査の結果、本件は問題なく、許可相当と思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） それでは、御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第26号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

それでは、次に、議第27号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第27号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成28年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が築地の田783㎡で、転用目的は宅地分譲地でございます。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断いたしております。

2番、申請物件が山田の田258㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断いたしております。

3番、申請物件が山田の田396㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、

その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断いたしております。

4番、申請物件が山田の畑653㎡のうち203㎡外2筆、計457㎡で、転用目的は店舗です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断し、先の議第26号1番と関連がございます。

5番、申請物件が小浜の田258㎡外2筆、計311㎡で、転用目的は貸駐車場です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断いたしております。

6番、申請物件が寺田の畑136㎡で、転用目的は進入路です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断いたしております。

7番、申請物件が寺田の畑160㎡外2筆、計1,490㎡で、転用目的は建売住宅及び進入路です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断いたしております。

8番、申請物件が玉名の田328㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断いたしております。

9番、申請物件が玉名の田830㎡で、転用目的は共同住宅です。農地区分は、概ね10ha以上の一連の農地で、第1種農地と判断いたしております。第1種農地につきましては原則不許可でございますが、日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるということで、例外的に許可可能でございます。

10番、申請物件が岱明町の田1,265㎡で、転用目的は建売住宅及び進入路です。農地区分は、概ね10ha以上の一連の農地で、第1種農地と判断いたしております。第1種農地は原則不許可でございますが、日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるということで許可可能であり、次の11番と関連がございます。

11番、申請物件が岱明町の田1.6㎡で、転用目的は建売住宅造成に伴う拡幅道路でございます。農地区分は、概ね10ha以上の農地の区分で、第1種農地と判断しております。これも日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるということで許可可能であり、前の10番と関連がございます。

12番、申請物件が岱明町の畑349㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、上下水管等が埋設され、教育・医療施設が500m以内に2つ以上ある農地で、第3種農地と判断しております。

13番、申請物件が横島町の畑95㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は、

その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断いたしております。

14番、申請物件が横島町の田383㎡外2筆、計635㎡で、転用目的は、個人住宅及び駐車場並びに建設機械、機材等置場です。農地区分は、概ね10ha以上の一連の農地で、第1種農地と判断いたしております。第1種農地につきましては原則不許可でございますが、日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるということで許可可能でございます。

以上14件、合計7,334.6㎡を提案申し上げます。

申請内容を農地転用許可基準の全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案申し上げます。地元委員さんと同行のうえ現地調査を行っておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○5番（赤松繁之君） 5番、赤松です。1番の案件について説明します。

申請人は建設業で、場所はマルエイ南側の都市計画地内で、分譲区画は3区画、給排水はそれぞれ市の上下水道を利用すること、雨水は地下水浸透で、できない分は溜め枡を造り東側市道の側溝へ放流とのことです。現地調査の結果、許可相当と思われます。

それから、2番、3番は同じ譲渡人ですので一緒に説明します。

2番、3番の案件について説明します。

譲渡人は同じです。個人住宅をそれぞれ建設されます。場所は築山小学校の北東500mくらいで、玉名バイパス、208沿いですね、の南側で、周りは道路と川に囲まれた場所です。住宅はそれぞれ木造2階建てで、給水は市の上水道、生活排水は公共下水道を利用すること、雨水は地下浸透で、余剰分は道路脇の側溝へ放流する。現地調査の結果、許可相当と思われます。

それから4番、申請人は運送業でコインランドリーを計画されております。議第26号1番との関連です。場所は山本歯科西隣で、木造平屋建て、給排水は市の公共上下水道を利用、雨水は北側の道路脇の側溝へ放流と、周囲の農地には影響なく、現地調査の結果、許可相当と思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5番、どうぞ。

○6番（横手良弘君） 6番、横手です。5番の案件について御説明をいたします。

転用目的は、申請人が経営する家具店へ貸すための駐車場です。年に3、4回の家具類の展示販売会を催しており、最大お客様の駐車場が70台から80台来場され、駐車場は満杯になり駐車が困難になるので今回申請するものです。申請地は、小浜入り口バス停の西側にある第2種農地です。生活排水は駐車場なのでありません。雨水は敷地全体を砂利敷きにし、自然浸透を図ります。また、事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農状況に支障を生じる恐れもないと認められることから、許可相当と判断しました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、6番、どうぞ。

○13番（森川正志君） 6番の案件について説明します。13番、森川です。

この申請地はですね、136㎡の進入路ということで、もともと宅地申請してあるのが2段目ちょっと上のほうにあるもんだけですね、進入路がどうしても必要で、途中までしかいとらんもんで、進入路ということで転用になっております。現地調査をしましたけれども、何ら問題なく許可相当と思いました。

○議長（永田知博君） 7番もどうぞ。

○13番（森川正志君） 7番について説明いたします。

この案件はですね、4棟の建売分譲なんですけれども、以前からずっとこの建売がですね、もう大分建売分譲ということで何年も前から計画はあったんですけども、今回初めてそういうあれを申請されたそうです。この地はコスモスの大倉店のちょっと北側になるところなんですけれども、給水はですね、市の上水道が通っておりますのでそれを使って、それと雨水、それから汚水はですね、合併浄化槽を使って側道の側溝に流すということで、まず何ら問題ないということで許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、8番、9番も同一委員さんでございますので、続けてお願いいたします。

○15番（平野忠臣君） 15番の平野です。8番の案件について説明します。

転用目的は個人住宅です。申請地は、新幹線新玉名駅の北側にある第2種農地です。排水関係については、汚水は合併浄化槽で処理したあと水路に流します。雨水は雨水枡を設け水路に流します。

また、事業規模からみて適切な面積であり、周囲の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから、許可相当と判断しました。

次に、9の関係について説明します。

転用目的は共同住宅です。申請地は、雇用促進住宅の南側に位置し、概ね10ha以上の規模の一連の農地の地域内にある第1種農地にあたり、原則不許可ですが、本件は集落接続に該当し、不許可の例外にあたります。排水関係について、汚水は合併浄化槽で処理したあと東側の排水路に流します。雨水は東側の排水路に流します。また、事業規模からみて適切な面積、3世帯で830㎡であり、周囲の営農状況に支障を生ずる恐れもないと認められることから、許可相当と判断しました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、10番、11番も同一委員さんでございますので、続けてお願いいたします。

○21番（田上 一君） 21番、田上です。10番、11番の説明をいたします。

本件は第1種農地で、場所は208号線の熊本トヨタ自動車の玉名店の横を南のほうに200mばかり入ったところです。周りは住宅がかなりできていて、大変住宅地に適したところです。

しかし、本件の土地には里道しか付いていないだけですから、11番の土地も譲り受けて、位置指定道路の申請中だそうです。現在玉名市の建設管理課とも協議中だとのことでした。もちろん上下水道がまだできておりませんので、上下水道も共有道路と位置指定道路に延長して、分譲地の生活排水や汚水は共同下水道に接続する計画だそうです。

一応10番の1,265㎡の土地の共有道路と4区画の分譲にするそうですが、雨水等は自然浸透をさせ、処理しきれない分は計画道路に側溝に排水するそうです。被害防除としては、周りにブロック塀を設置して、隣接地に絶対迷惑のかからないように工事中は実行するとのことですから、何ら問題はなく許可相当と判断しました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、12番、どうぞ。

○23番（中島浩輔君） 23番、中島です。12番の案件について説明いたします。

ここは個人住宅の目的で、第3種農地です。事務局から説明がありましたように、上下水管が隣接するところに埋設されていまして、学校・病院も500m以内にあるということです。隣接する北側と西側にはブロックで区画されており、また、そこには住宅があります。東側には畑があり、南側には道路と畑があります。その南側の一部に道路に行くための進入路があります。上下水道はその生活道路を通じ市道にある下水管に接続するというということです。雨水は雨水枡を設置し、同じく市道の側溝へ流入させるということです。

現地を見に行つて、親戚の方が間近に2軒ほど住まれており、隣近辺との問題もなく、許可相当と思います。審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、13番、どうぞ。

○25番（田上敏正君） 25番、田上です。13番の案件について説明します。

転用目的は駐車場です。申請地は、外平山の西側に位置している第2種農地です。生活排水は駐車場なのでありません。雨水については集水枡より南側の水路に流します。また、自宅から市道を挟んで自宅の駐車場にするので、自宅の面積と申請面積を合わせれば588㎡になりますが、自宅の部分は約200㎡が崖地になっており、有効面積は388㎡ということで、500㎡以内になり、適切な面積であり、周辺の営農状況に支障を生ずる恐れもないと認められることから、許可相当と判断しました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、14番、どうぞ。

○27番（寺井廣喜君） 27番、寺井です。14番の案件について説明します。

転用目的は個人住宅及び駐車場、それから建設機械、機材等の場所です。申請地の場所は港いこいパークの東側に当たります。概ね10ha以上の規模の農地の区域内にある第1種農地で、原則不許可ですが、本件は集落接続に該当しますので、不許可の例外に当たります。生活排水は集落排水施設に接続いたします。雨水については自然浸透としますが、雨水枡を設置し、処理しきれない分については南側排水路に放流します。また面積が500㎡を超えておりますが、転用目的が個人住宅と駐車場だけではなく、建設機械、また機材置場でもありますので、適切な面積だと思ひます。また、周辺の営農にも支障を生じる恐れはないものと認められますので、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま1番から14番まで担当委員さんの説明が終わりました。

御意見、御質問などございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第27号については、許可相当と意見決定することに

決定しました。

次に、議第28号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第28号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成28年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

別紙、農用地利用集積計画（案）のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回は15ページから21ページまでの集積でございます。

所有権移転が9件の28,373㎡、利用権設定が59件の170,894㎡、利用権転貸が2件の13,135㎡で、合計70件、212,402㎡の集積でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、御提案申し上げております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。

御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

異議がないものと認め、議第28号については、原案どおり決定することになりました。

次に、議第29号、農用地利用配分計画案の意見決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第29号、農用地利用配分計画案の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見について、次のとおり決定する。平成28年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

別紙農用地利用配分計画案のとおり、玉名市長より意見を求められております。次の23ページの配分計画集計表のとおり、賃貸借は3件、33,539㎡で、合計3件の33,539㎡の配分でございます。配分計画案を決定することにより、

中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるということになります。以上でございます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問がないようでございますので、採決に移ります。

農用地利用配分計画案の意見決定について。原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第29号については、原案どおり意見決定することに決定しました。

-----○-----

5. 報告

○議長（永田知博君） 次に、報告第10号より13号を一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 24ページをお願いいたします。

報告第10号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理しましたので報告いたします。平成28年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

24ページから32ページまで、合計31件、97,411㎡の解約の通知書を受理しております。

次に33ページをお願いいたします。

報告第11号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告いたします。平成28年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回3件の合計2,994㎡の届出を受理しております。

次に34ページ、報告第12号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理しましたので報告いたします。平成28年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は1件、合計155㎡の届出を受理しております。

最後に35ページでございます。

報告第13号、許可書返納届について。下記の物件は、農業委員会許可後に許可

書返納の届出があったので報告します。平成28年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

2件の合計1,313㎡の届出を受理しております。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局より報告がありました。これについて質問などございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 質問もないようでございます。本日予定しておりました議案審議と報告をこれもちまして終わりたいと思います。

-----○-----

6. その他

○議長（永田知博君） このあとその他に移りますけれども、皆さんから何かございませんか。

それでは、事務局より皆さんに説明がありますので、次長よりお願いいたします。

○次長（二階堂正一郎君） 事務局の二階堂です。

お手元にですね、遊休農地の利用意向調査についてというお願い、文書を3枚カラー刷りで、「ここが変わる農委農地制度」というのをお配りしていると思います。この中のですね、「遊休農地の利用意向委調査について」という文書なんですけども、これについては、今年の8月から11月まで農業委員さんのほうにですね、行っていただいた利用状況調査、その中の荒廃農地と、荒廃農地A分類ですね、それと山林化して復元不可能な農地のB分類に判断をしていただいた中で、A分類の農地について、農地法の第3条に基づいて、所有者のほうに意向調査として3月30日付けで送付をしております。

一応本人さんのほうにですね、対象農地に対して、今後どういったことにするかということでアンケートをやっていますので、これに記入していただいて事務局のほうに返送してもらう形にしております。

その中で、実は平成28年度の税制改正で、遊休農地に対する課税のほうが強化的にされることになりました。この上位法についての調査の回答次第ですので、平成29年度の固定資産税額からなんですけれども、へたすれば約1.8倍の課税になってしまうということになります。

この意向調査のほうのですね、回答をですね、ですのでしっかり対象者の方にさせていただきたいんですけども、この中で意向調査の回答がなかった方とか、自分で今から作るよと言いながら6カ月以上放置している方とかの場合は、今後また農業委員会の委員さんたちと私たちが調査をして、農地管理機構との協議の結果で最終

的に所有者の方に勧告して、だめだったら課税が強化されるということになってしまいます。

これを避けるためにはですね、一応農地中間管理機構に、この農地を貸したいなという本人さんの意向があれば、今後固定資産税のほうの課税は、増加の分はしないというふうになっているみたいですので、対象の方からもし委員さんのほうに相談があった場合はですね、中間管理機構のほうに貸しなっせということで、回答を出すようにちょっと指導のほうをお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひしときます。

それとですね、もう1枚カラー刷りのパンフレットなんですけれども、この中を開いていただきますと、変わるのは1番に農委会の役割が農地等の利用の最適化の推進として強化されますということで、これも今回の法の改正によってですね、今まで農地利用の確保とか農地の効率利用の義務については、行うことができるというやわらかい文言で法律が決まっていたんですけども、今回やりなさいということで変わっております。

その中でですね、今先ほどの意向調査のほうにも関連しますけども、毎年ですね、農業委員会でも利用状況調査を行うということになりました。本年度からは特に8月ごろまでには行ってくださいというふうに県のほうからきております。今までは、前回の8月とかは、全農業委員さんで集団的に調査をしていただいたと思います、各地区ごとにですね。こういったことではなくて、委員さんが自ら日ごろですね、散歩でもなんでもされてるときに、ああ、ここはちょっと荒れてるなとか、そういったことがあった場合も、意向調査の中に入れますよということになりました。ですので、今後ですね、見回っていただいて、日常的に見回っていただいた場合に、ここが荒れてるなという所があれば、所有者の方とちょっと話を聞いていただいたりをしていただきたいと思います。また事務局のほうにそういったことを御報告していただければと思いますので、よろしくお願ひしときます。ちょっと委員さんの活動がいろいろと面倒になってきておりますけども、活動への御協力のほうをよろしくお願ひします。

このパンフレットなんですけども、これは2月に行われた、県立劇場で行われた全体研修ですね、その中の資料で、Q&A付きで資料として配布されておりますので、また一度読んでいただければと思います。よろしくお願ひしときます。

-----○-----

7. 閉 会

○議長（永田知博君） それでは、質問もないようでございます。慎重なる御審議まことにありがとうございました。

これもちまして農業委員会総会を閉会いたします。
どうもお疲れさまでした。

-----○-----

閉 会 午後 3 時 0 4 分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成28年4月5日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 斎藤 潔公

農 業 委 員 小山 久仁江